

令和7年度舞鶴市北吸墓園使用者募集要項

舞鶴市北吸墓園の使用者募集を次のとおり行いますので、使用を希望される方は、下記事項をご確認の上、応募してください。

記

1. 墓地名称 舞鶴市北吸墓園
2. 場所 舞鶴市字北吸1051番地
(三宅団地前バス停から南へ徒歩約5分)
3. 募集区画数 37区画
4. 応募資格 本市に住所を有する者であって、祭祀を主宰する者
5. 墓地の構造・規格等
 - (1) 1区画は4平方メートル(2メートル四方)
前面に幅1メートルの通路を設けています。
 - (2) 墓碑、納骨室など、施設の大きさ、型、設置規準は市が条例等で定めたとおりです。従って、定められている以外のもの(囲い(縁石、柵)、霊標、灯ろう、地蔵尊、植樹、及び規格外の一時的な花筒、線香立て、ちょうちんなど)は、設置できません。
6. 使用者が守らなければならないこと
 - (1) 使用許可を受けた日から3年以内に、規定の墳墓を設けること。
 - (2) 規定の墳墓を設けずに納骨しないこと。
 - (3) 墓地は常に清潔にすること。
 - (4) 焼骨を墳墓の納骨室に納めること(埋葬(土葬)はできません)。
 - (5) 供物(菓子やだんご類)は、墓参のあと、必ず各自で持ち帰ること。
 - (6) その他、条例や規則に従うこと。
7. 使用料 1区画25万円(使用が決定された方に納付書をお渡しします。)
8. 管理料 4,200円<年間>
9. 応募方法
応募は1世帯1人に限ります。
応募は、申し込みフォームからの申請か、舞鶴市北吸墓園使用者募集申込書に必要事項を記入し、市役所生活環境課、西支所、加佐分室にご提出いただくか、市役所生活環境課あて郵送してください。
(受付の際、受付日と受付番号を記入した写しをお渡しします。)
10. 申込受付期間
令和7年10月1日(水)～令和7年10月21日(火)までの平日
午前8時30分～午後5時15分まで
(郵送の場合、締切当日の消印有効。)
11. 使用場所の決定について
公開抽選会にて決定します。(出席は任意)
12. 公開抽選会
日時: 令和7年10月29日(水)午前10時00分から
場所: 舞鶴市役所 本館2階 202会議室

13. 結果通知

抽選の結果は、舞鶴市北吸墓園使用者公募結果通知書により、当選者・補欠当選者に通知します。

14. 補欠当選者

当選者が墓園使用を辞退等した場合は、抽選時の補欠順位により、補欠当選者を当選者に充てます。募集全区画の使用許可証の交付が完了した時点で、補欠当選者としての資格は消失します。

15. その他

募集申込書に事実と相違する内容を記入していた場合、当選者(補欠当選者含む)としての資格が無効になりますので、ご注意ください。

墓地使用の権利は譲渡できません。

北吸墓園使用者及びその方と同一世帯に属する方は、応募できません。

使用料を納付期限までに納付しないときは、当選者としての資格は無効になります。

抽選の結果は、抽選日の翌日以降、市役所生活環境課、西支所、加佐分室に掲示します。

16. お問い合わせ先

〒 625-8555

舞鶴市字北吸1044番地

舞鶴市役所市民環境部生活環境課

TEL 0773-66-1064(直通)

FAX 0773-62-9891